

令和 8 年度予算編成方針

第 1 章 本市の財政状況と今後の見通し

1. 令和 6 年度歳入歳出決算

本市の令和 6 年度一般会計の決算は、実質収支が約 7 億円の黒字となった。歳入では、定額減税の影響により、市税が約 1 9 6 億 8 千万円で前年度に比べ約 4 億 3 千万円の減、地方特例交付金が 7 億 7 千万円で前年度に比べ約 6.3 億円の増となり、地方交付税は約 2 2 1 億円で、前年度に比べ約 1 0 億円の増となった。歳入全体に占める市税などの自主財源の割合は 3 2.8 %で、前年度に比べ 0.3 ポイントの減となっており、依然として地方交付税などの財源に依存する財政構造となっている。

歳出では、義務的経費が約 4 4 6 億 2 千万円で、物価高騰緊急支援給付金など扶助費の減により、前年度に比べ約 7 億 3 千万円の減、投資的経費が約 9 1 億 6 千万円で、災害復旧事業費が減となったものの、石川小・中学校等複合施設整備事業の増などにより、前年度に比べ約 8 億 4 千万円の増、その他の経費が約 3 6 7 億 8 千万円で、除排雪業務委託料の増や物価高騰支援臨時調整給付金の皆増などにより、前年度に比べ約 3 4 億 8 千万円の増となった。歳出全体に占める義務的経費の割合は 4 9.3 %で、前年度に比べ 2.8 ポイントの減となった。

2. 財政健全化指標

財政健全化の指標については、地方債に過度に依存しない健全な財政運営に努めてきた結果、実質公債費比率が 6.9 %、将来負担比率が 4 9.0 %と、いずれも早期健全化基準を大きく下回っており健全性を保っている。

3. 基金残高

基金現在高は、物価高や賃上げを背景とした人件費、光熱費や委託料などの経常経費が増加したことに加え、豪雪対応に伴う除排雪経費が大きく増加したことから、前年度に比べ約 22 億の減となった。

4. 財政見通し

市財政の見通しについては、物価高騰の影響のほか、国際情勢の変化や流動的な政治情勢により社会経済の先行きの不確実性が一層高まっており、歳入予算の見通しが不透明な状況にある。こうした中、扶助費をはじめとする社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策などに加えて、人件費や委託料などの上昇分に対して多額の財源を要する見込みとなっている。

このため、地域経済の好循環が創出されるまでの間、基金を効果的に活用し、行政サービスを維持・向上させることで、経済基盤の安定化を図っていくこととする。

また、これまで以上に、単年度での歳入歳出の収支均衡の堅持を意識した行財政運営に努めるほか、国の地方財政計画を踏まえつつ、償還の際に普通交付税へ算入される有利な地方債を積極的に活用するなど、必要な見直しを行いながら、将来にわたって持続可能で健全な財政基盤を確立しなければならない。

第2章 令和8年度予算編成の基本方針

1. 骨格予算

令和8年度の予算編成については、令和8年4月に予定されている弘前市長選を踏まえ「骨格予算」とし、経常的な経費や総合計画に位置づけられている事業を対象に編成するものとする。

なお、令和8年度は総合計画後期基本計画の最終年度となることから、「健康都市弘前」の実現に向けて、総合計画の改訂方針に基づく事業について、骨格予算へ計上することを基本とする。

2. 総合計画後期基本計画改訂方針

事業の構築、見直しにあたっては、改訂の前提条件を踏まえつつ、総合計画後期基本計画の改訂方針に基づいた取組を検討すること。

※ 以下、「令和8年度 弘前市総合計画 後期基本計画 改訂方針」からの抜粋

【改訂の前提条件】

- (1) 男女共同参画や広域連携の考え方にに基づき、市民や学生、子ども、コミュニティ、事業者と力を合わせ、協力・連携すること
- (2) 令和7年度に実施した総合計画の一次（内部）評価及び総合計画審議会による二次（外部）評価
- (3) 緑豊かな自然や、先人たちが築き上げてきた歴史、文化、街並みなどの強みを活かした取組とすること
- (4) 国連の持続可能な開発目標であるSDGsの理念
- (5) デジタル技術活用により産業構造の変化を進めるデジタルトランスフォーメーション（DX）
- (6) 2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティひろさき」
- (7) その他、社会経済状況や市民ニーズの変化

【改訂方針】

「健康都市弘前」実現のため、以下（１）～（３）のリーディングプロジェクト（ア）～（ウ）の各項目を構成している、先導的な計画事業の強化・見直しや、新たに先導的な計画事業に取り組むことを十分に検討すること。

今回の改訂は、後期基本計画最終年度の改訂となることから、４年間の最終段階として、後期基本計画で掲げた各分野の「目指す姿」や「政策課題指標」「施策成果指標」の達成を目指して各施策に取り組むとともに、令和９年度を始期とする次期総合計画を見据えて、新たな取組についても検討すること。

なお、効果の発現に相応の期間を要するものについては、中長期的な視点で取組を検討すること。

※ 下記（ア）～（ウ）に紐づく「①」等の取組は、令和７年度総合計画一次評価に係る市長・副市長ヒアリングにおける指示事項や、令和７年度弘前市総合計画審議会における意見等を踏まえ、特に検討を要する取組として設定したものであることから、計画事業の強化・見直し、新規事業の検討の際は、留意すること。

（１） ひとの健康（すべての市民が健康で長生きできるまちづくり）

（ア）子どもたちの健康と運動の推進

- ①子どもたちやその保護者も巻き込んだ望ましい食生活や運動習慣の定着に向けた取組
- ②安心して子育てできる環境の更なる充実に向けた取組

（イ）働き盛り世代の健康と運動の推進

- ①職域単位での取組も含め働き盛り世代を中心とした市民の運動習慣定着や健康意識の向上に向けた取組

（ウ）高齢者を含むすべての世代の健康長寿の推進

- ①乳幼児から高齢者を含むすべての世代の健康長寿の推進及び情報発信の強化に向けた取組

- ②弘前大学C O I－N E X Tとの連携強化による健康寿命延伸に向けた取組
- ③市民が気軽にできる「運動」「食事」「健診」の3つの側面を踏まえた健康寿命延伸に向けた取組
- ④高齢者が介護に頼らず、活き活きと自立して社会生活できる環境整備に向けた取組

(2) まちの健康（快適な暮らしを送れるまちづくり）

(ア) 足腰の強い産業の育成

- ①雇用確保や所得向上のため、産業団地の整備や企業誘致の強化に向けた取組
- ②健康医療関連産業の誘致・集積と当該産業への地元企業の参入促進に向けた取組
- ③各種産業を将来も持続させていくための基盤強化に向けた取組
- ④国内外からの観光客の受入環境の整備及び誘客促進に向けた取組

(イ) 中心市街地の機能強化

- ①中心市街地が担う機能の強化や賑わいの回復など、中心市街地の「再生」に向けた取組

(ウ) 住みよいまちづくりの推進

- ①S D G s 未来都市の推進に向けた取組
- ②ゼロカーボンシティひろさきの実現に向けた取組
- ③共助による雪対策の強化に向けた取組
- ④公共交通の維持・活性化に向けた取組
- ⑤防災対策の強化による安全・安心な市民生活の実現に向けた取組

(3) みらいの健康（地域の未来を担うひとづくり）

(ア) 地域課題に取り組む人材の育成

- ①町会活動の活性化に向けた取組
- ②地域活動の担い手育成に向けた取組
- ③関係人口の創出（量的・質的拡大）に向けた取組

(イ) 地域産業を支える人材の育成

- ①農業・商工業・福祉分野等、地元企業の情報発信力強化及び地域産業の人材確保に向けた取組
- ②若年層の流出に係る要因分析をふまえた、地元定着の促進等に向けた取組
- ③Uターン・移住希望者の移住定住促進に向けた取組
- ④りんごの雪害からの復興、りんご産業の担い手の育成に向けた取組

(ウ) 学習環境等の整備

- ①子どもたちが自ら興味を持ち主体的かつ意欲的に学べる環境の整備に向けた取組
- ②学校生活や放課後等を快適に過ごせる環境整備に向けた取組
- ③次代を担う子どもたちの「心」を育むため、一流のスポーツや文化芸術に触れる機会の創出に向けた取組

3. シーリング方式（経常・政策）

（１）経常経費シーリング

経常経費シーリングについては、前年度の一般財源ベースを基準として、特殊事情扱いとした前年度の物価高等に伴う委託料などの増額分をシーリングに加算するので、この要求上限の中で見積もること。

なお、物価高に伴う委託料の増額分は、引き続き特殊事情扱いとする。

（２）政策的経費シーリング

政策的経費シーリングについては、前年度の健康都市枠などの一部をシーリングに加算したうえで、前年度の一般財源ベースのマイナス３％を基準とする。

捻出した財源については、健康都市枠の中に新設する「重点配分枠」などの財源として活用する。

4. 健康都市枠（基礎配分枠・重点配分枠）

総合計画改訂方針に掲げられた取組のうち、優れた効果が期待できる新規・拡充の取組は、「健康都市枠」で要求可能（※）。

なお、既存事業の衣替えや新規性がない事業、効果が期待できない事業については対象外。

令和８年度予算については、「特に重点的に実施する必要がある取組」に対して、以下のとおり、健康都市枠の中に「（１）基礎配分枠」とは別枠の「（２）重点配分枠」を新設し、予算を重点配分する。

新規事業の構築にあたっては、健康都市枠で実施している既存事業についても、徹底した見直しを行い、創意工夫のもと、より実効性の高い事業への転換や再構築を図ることを検討すること。

※ 令和７年度予算における健康都市枠の事業については、一部を除き、引き続き健康都市枠で要求可能。

(1) 基礎配分枠

総合計画改訂方針に掲げられた取組（※）のうち、優れた効果が期待できる新規・拡充の取組は、「基礎配分枠」として要求可能。

査定に当たっては、令和7年度の健康都市枠（一般財源ベース）を上限とする。

※ 令和8年度に「特に重点的に実施する必要がある取組」を除く。

(2) 重点配分枠（新設）

総合計画改訂方針に掲げられた取組のうち、令和8年度において「特に重点的に実施する必要がある取組」であり、優れた効果が期待できる新規・拡充の取組については、「重点配分枠」を新設。

査定に当たっては、「基礎配分枠」のような上限は設定せず、必要な取組に対して、実効性等を踏まえて予算を重点配分する。

【重点配分枠の対象項目】

- ① 中心市街地の「再生」による地域経済活性化
- ② 産業団地整備や企業誘致による雇用確保・所得向上
- ③ 移住定住促進や関係人口の創出による地域活性化
- ④ 「ゼロカーボンシティひろさき」の実現やSDGs未来都市の推進
- ⑤ 次代のひろさきを担う人材育成
- ⑥ 弘前大学COI-NEXTとの連携強化などによる健康寿命延伸の取組の推進
- ⑦ 高齢者の社会参加・生きがいつくりの促進

※ 重点配分枠の対象となる具体的な取組は、予算編成要領により別途通知する。

第3章 予算要求の留意事項

1. 予算要求に当たって

(1) 年間の事業計画の把握

予算見積にあたっては、年間の事業計画や過年度実績等を踏まえて、適切に所要額を見積もること。

なお、補正予算については、当初予算成立後において生じた事由に基づくものが前提となることに留意すること。

また、行政需要の多様化、複雑化に伴い、複数の部課に関係する事務事業については、事前に協議を済ませておくものとする。

(2) 歳入歳出に関する事項

① 国・県の動向を注視するとともに、積極的に情報収集を行い、既存事業も含めて財源の活用を図ること。

特に、本年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」においては、「地方創生2.0の推進」として、地方の生活環境の創生や地方経済の創生に資する施策を展開していくとされていることから、国の概算要求等の情報をもとに、有利な財源を最大限活用すること。

このほか、制度改正等に対しては適切に対応すること。

② 国・県補助金を受けて事業執行してきたもので、その補助金が打ち切られるものについては、真にやむを得ない場合以外は原則廃止とすること。

③ 市費単独の負担金、補助及び交付金は、補助目的、事業内容、事業効果等を精査し、事業廃止や補助率等の見直しを検討すること。

④ 仕事の仕方を見直し、職務遂行能力の向上や人材を育成する観点から、すべての事務事業について見直し・整理を行い、職員数や事務量の適正化に努めるほか時間外勤務の縮減に向けた取組を強化すること。

⑤ 類似している事務事業の整理統合やスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、新規事業の構築や既存事業の拡充にあたっては、

国・県の補助金のほか、企業版ふるさと納税などの財源の確保に加え、クラウドファンディング型ふるさと納税などの新たな財源の獲得についても積極的に検討すること。

⑥ 分担金及び負担金や、使用料及び手数料については、実態に即した適正な料金設定を行うため、受益者負担の適正化・公平化の観点から見直しを検討すること。

⑦ 市が保有する財産について、有効活用の検討を行い、処分や貸付などを積極的に進めて財源の確保に努めること。

（３）特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計においては、安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努めること。

企業会計においても、効率的・合理的な編成と執行、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入は原則として制度上の基準額以内とすること。

２．令和８年度予算編成に向けて

令和８年度は、総合計画後期基本計画の最終年度となることから、「健康都市弘前」の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、将来を見据え、変化する社会課題に対しても柔軟かつ的確に対応していくことが求められる。

一方で、今後も人口減少や少子高齢化の進行などを背景とした市税や地方交付税などの歳入の伸び悩みと、人件費や社会保障関係経費などの歳出の増加が見込まれ、かつてない厳しい財政運営を余儀なくされることが想定されることから、知恵と工夫をもってこの状況を乗り越え、希望あふれる「未来の弘前」を切り拓いていかななくてはならない。

このため、予算編成において、歳入面では、本年１２月から新たに導入する宿泊税や企業版ふるさと納税などによる歳入確保の取組を一層推進していくとともに、歳出面では、選択と集中により限られた財源を有効活用するのはもちろん、全ての事業について、実施の必要性や手段の妥当性

の観点から不断の見直しを行い、市民にとって、また、将来の子どもたちにとって、真に今、実施すべき事業なのか、職員一人ひとりが危機意識を持って考えていく必要がある。

このため、職員の英知と情熱を結集し、最大限精査された内容で予算要求することを期待するものであり、予算編成の細部については「予算編成要領」により財務部長から別途通知するので、遺漏のないように対応されたい。